

第 103 回倫理委員会（2026 年 3 月 4 日）

I 日時：

2026 年 3 月 4 日（水）13:00～14:50

II 場所：

公認会計士会館 2 階 204 会議室及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外の委員及びオブザーバーを示す。

武藤智帆（委員長）、小林尚明（副委員長）、小林大志（副委員長）、市川充（※）、北山久恵、栗原祐介、小松義明（※）、佐々野未知、友野敦史、山本香子、吉村智明、井村知代（※）（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会

南成人（会長）、藤本貴子（副会長）、和久友子（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. 倫理規則及び倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正並びに「公開草案に対するコメントの概要及び対応」（サステナビリティ、外部の専門家の作業の利用、タックス・プランニング）について

2025 年 10 月に公表したサステナビリティ及び外部の専門家の作業の利用に関する倫理規則改正公開草案、並びに 2025 年 11 月及び 12 月に公表したサステナビリティ、外部の専門家の作業の利用及びタックス・プランニングに関する倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正公開草案に対して寄せられたコメントの概要、それに対する対応案及び公開草案からの修正案について、2026 年 2 月 20 日に開催された第 18 回倫理委員会学識者懇談会における意見への対応も含めた説明がなされた。審議の結果、出席委員全員の賛成により承認された。

【主なご意見】

- 今後整備される法制度等のうち、倫理規則に反映することが適当な事項については、改正倫理規則の審議を行う本会の定期総会までに適宜反映していくとのことだが、ここでいう法制度の中に、既に公表されている SSBJ 基準等に入るのか。
（ご意見への回答）
 - SSBJ 基準については倫理規則の改正に影響することはないと考えている。サステナビリティ保証業務の制度については、今後、法制度等が整備されることが想定されており、ここでいう法制度はそのような法令を指している。
- 違法行為への対応について、秘密保持と公共の利益が比較衡量されることが想定されるとのことだが、依頼者の利益と公共の利益とを天秤にかけて公共の利益の方が大きいと判断した場合に、秘密の開示を行ってよいのかという問題があるため、秘密保持と公共の利益が比較衡量されることがよいかどうかについては再度検討した方がよいと考える。
（ご意見への回答）
 - ご指摘いただいた点について、留意していきたい。
- 「サステナビリティ情報の保証業務」と「サステナビリティ制度保証業務」という用語が出てくるが、それら二つの用語は意図的に使い分けているのか。
（ご意見への回答）
 - 「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ

ープ」(以下「ワーキング・グループ」という。)では、サステナビリティ保証業務については、サステナビリティ制度保証業務を前提としているため、ワーキング・グループが示すサステナビリティ保証業務を述べる際には、「制度」という言葉を入れている。

- 「サステナビリティ関連財務開示」という用語も出てくるが、サステナビリティ制度保証業務とは、サステナビリティ関連財務開示に対する制度保証業務と解釈すればよいか。(ご意見への回答)
 - そのような解釈になると考える。

- 外部の専門家の作業の利用において当該外部の専門家の客観性を評価する際の確認事項を定める規定について、IFAC が定める「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント (Statements of Membership Obligations : SMO)」や国際基準との整合の観点から本規定を IESBA 倫理規程と同様に要求事項としているとのことだが、本規定がなぜ必要なのかについて説明したほうが納得感があるのではないか。(ご意見への回答)
 - いただいたご意見を踏まえ、修正を検討したい。

2. 倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト(実務ガイダンス)」及び第4号「監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト(実務ガイダンス)」の改正について

担当副委員長から、倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト(実務ガイダンス)」及び第4号「監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト(実務ガイダンス)」の改正について説明がなされた。審議の結果、出席委員全員の賛成により承認された。

◆ 報告事項

1. IESBA2025年12月会議報告について
井村 IESBA ボードメンバーから、2025年12月開催の IESBA 会議について説明がなされた。

2. 会員からの職業倫理相談状況について
担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先 日本公認会計士協会 業務本部 倫理グループ E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp
